

### 平成28年熊本地震被災者支援制度(第16版)を配布しています

熊本地震の被災者支援制度(令和3年4月1日時点)をまとめた冊子を本庁舎や区役所で配布しています。申請には期限がありますので、内容を確認のうえ、該当する方は早めに申請してください。

【配布場所】区役所総務企画課、福祉課、住宅政策課、震災対策課、健康福祉政策課

(広報課 ☎328-2043)

### 令和4年度スポーツ安全保険の加入受付が3月から始まります

傷害保険・賠償責任保険・突然死葬祭費用保険がセットになった保険

【補償内容】加入団体での活動中および団体活動への往復中の事故 ①スポーツ活動・文化活動・ボランティア活動・地域活動を行う4人以上の団体 ②【掛金】中学生以下:年額800円～、高校生以上:活動内容によって金額が異なる

詳しくは、スポーツ安全協会熊本県支部(☎213-9015)へ。

### 熊本市食品ロス削減ハンドブックを配布しています

本市では、食品ロス削減のノウハウをまとめたハンドブックを作成し、窓口での配布や市ホームページで公開しています。1月10日まで市内の蔦屋書店でも無料で配布していますのでぜひ手に取ってご覧ください。



(ごみ減量推進課 ☎328-2365)

### 家庭から出る剪定枝・落ち葉の処分方法

剪定枝や落ち葉等のごみを河川等に投棄することは不法投棄となり、法律により禁止されています。違反した場合は、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金またはその両方が科せられます。ごみは正しく処理しましょう。

【剪定枝】長さ50cm以下に切って45ℓまでの透明のごみ袋に入れるか、直径30cm以下に束ね、ひもでしばって出してください。トゲのある枝等については、「危険」と記載した紙を貼ってください。

【落ち葉】45ℓまでの透明のごみ袋に入れて出してください。

【剪定枝・落ち葉の出し方】



(ごみ減量推進課 ☎328-2365)

### アニサキスなど寄生虫による食中毒に注意を

アニサキスなどの寄生虫による食中毒が全国的に多発しています。肉や魚は十分に加熱したり、適切に冷凍したりすることで食中毒を防ぐことができます。予防方法など詳しくは、市政だよりスマホ版へ。

(食品保健課 ☎364-3188)

### 「知っておきたい消防・救急の知識」を動画で紹介しています!

消防局では、応急手当や防火防災に関する知識を普及啓発するため、さまざまな動画を作成して情報を発信しています。

これらの動画を市ホームページにまとめて掲載しています。どの動画も楽しく見ながら学ぶことができますので、ぜひご覧ください。



(消防局総務課 ☎363-7172)

### 住宅防火を心掛けましょう!

火災で亡くなる方の多くが住宅火災によるものです。原因として、コンロやたばこの不始末、電気配線等による火災が多くみられるため、火の取り扱いにはご注意ください。

特に、高齢者の方はいざという時の避難に時間がかかることや、服をたくさん着こんでいると着衣に着火しても気付かないことが考えられます。

火災を早期に発見し、速やかに避難できるように、住宅用火災警報器を設置しましょう。また、設置後10年が経過していれば本体を交換しましょう。

【住宅防火のために心掛けること】

- ・コンロを使用中はその場を離れない
- ・たこ足配線等に注意する
- ・たばこの後始末はしっかりと
- ・就寝するときはストーブを消す
- ・住宅用消火器を設置する
- ・防災品(寝具・寝間着)を使用する

### 2021年度全国統一防火標語

「おうち時間 家族で点検 火の始末」

(消防局予防課 ☎363-0263)

### 犬と猫の休日譲渡(完全予約制)

①1月30日(日)犬の譲渡:午前9時半～正午、猫の譲渡:午前10時～正午 ②市動物愛護センター ③市動物愛護センターに収容している犬猫の譲渡、犬の譲渡が決定した方のみ譲渡前講習(受講済の方は不要) ④平日来所が困難な方 ⑤各4組(先着順) ⑥犬の譲渡には、登録手数料と狂犬病予防注

射料金(計6,200円)が必要 ⑦1月5日から電話で市動物愛護センターへ ※譲渡希望の犬猫や、譲渡条件等については申込時に確認します。(市動物愛護センター ☎380-2153)

### 飼い犬がいなくなったときはすぐに動物愛護センターへ

飼い犬がいなくなったときは、すぐに市動物愛護センター(☎380-2153)と最寄りの交番に連絡してください。

犬が逃げたままにしておくと、交通事故や咬傷事故が発生する危険があります。飼い犬が迷子になったらすぐに探し始めてください。無事戻ってきたら、再発防止をしてください。(市動物愛護センター ☎380-2153)

### 動物を飼う前に考えて

市動物愛護センターには、飼い主から、飼えなくなった動物についての相談が寄せられます。最期まで責任を持って飼えるのか、飼う前に次の10のポイントについて考えてみましょう。

- ①住まいは動物を飼える住居か。転居や転勤の予定はないか
- ②飼いたい動物は、自分の生活スタイルに合っているか
- ③家族全員が動物を飼うことに賛成しているか
- ④家族に動物アレルギーの人はいないか
- ⑤毎日欠かさず世話に時間と手間をかけることができるか
- ⑥自分の体力で世話ができる動物か
- ⑦高齢や病気になった動物の介護をして、死ぬまで飼い続けることができるか
- ⑧近所に迷惑をかけないように配慮できるか
- ⑨動物の一生にかかる費用を考えてみたか
- ⑩万が一、飼えなくなったときのことを考えているか

(市動物愛護センター ☎380-2153)

## くらしの中の人権 98

### CSR(企業の社会的責任)と人権

CSRとは、「Corporate Social Responsibility」の頭文字を取ったもので、「企業が社会に対して持つべき責任」、日本では「企業の社会的責任」といわれ、企業が倫理的観点から事業活動を通じて、自主的に社会に貢献する責任があるということです。

企業は利潤を追求するだけでなく、組織活動が社会へ与える影響に責任をもち、環境などへの配慮や、従業員や消費者、顧客や投資者、地域住民といったあらゆる人々と深く関わりながら適切な意思決定をし、公平公正な採用や処遇、安全で信頼できる商品やサービスの提供など、さまざまな場面で人権に配慮して活動を行う必要があります。

これまで、社会課題の解決のために、多くの企業がCSRに取り組んできているところですが、さらにこれからは、「人権を尊重する企業の責任」を踏まえた取り組みが、より一層必要となっています。CSRの根底にあるのが「人権」です。人権への視点をもって業務を行うことは、その企業の経営姿勢を社会に示すこととなります。

(人権政策課 ☎328-2333)

### 住所が変わります

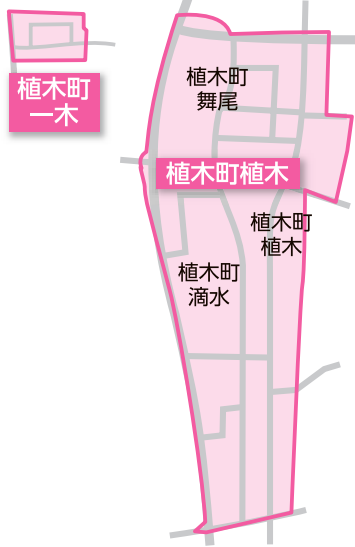
植木町中央土地区画整理事業の施行に伴い、1月29日から住所の表示が変わります。変更は以下のとおりです。

- ・植木町舞尾の一部および植木町滴水の一部  
⇒町名(植木町植木)および地番の変更
- ・植木町植木の一部および植木町一木の一部  
⇒地番の変更

【例】(新)北区植木町植木□□番地□□  
(旧)北区植木町滴水○○○番地○

対象の世帯と事業所へは、郵便で新住所をお知らせしています。新住所は、1月29日から使用してください。

(地域政策課 ☎328-2031)



家庭ごみの排出量 1人1日あたり

2021年度(4~10月) 467g(前月比 -3g/目標 450g) (廃棄物計画課 ☎328-2359)

生活用の水使用量 1人1日あたり

2021年度11月 234L(前月比 -2L/目標 210L) (水保全課 ☎328-2436)

日=日時 期=期日、期間 時=時間 場=場所 内=内容 題=演題 師=講師 出=出演 対=対象 定=定員 費=費用 持=持参物 申=申込 問=問い合わせ先

ご自宅を売却しても **リースバック** をご存じでしょうか?

【リースバックの仕組み】  
お客様 → ご自宅を売却 → 買主様  
買主様 → 売却代金のお渡し(¥)  
お客様 ← 家賃のお支払い(¥)  
買主様 ← そのまま貸出

【リースバックの長所】  
1つ目 周囲に知られず売却できます!  
2つ目 すぐに現金化して必要資金に!  
3つ目 今までと同じライフスタイル!

これで借金が返済できる!

お客様の人生設計を基に  
**売却** **アドバイス**  
**買取** の **担当** の **宮田茂** です  
ご提案を致します!

不動産の売買・活用・相続のことなら  
株式会社 **アイアース不動産** ☎096-273-7776  
〒861-4133 熊本市南区島町5丁目10番1号

営業時間 9:00~18:00  
定休日 土・日・祝祭日・GW・お盆・正月

査定無料・相談無料・秘密厳守  
宅地建物取引業 熊本県知事(2)第4999号